

平成 26 年太宰府市議会第 2 回(6 月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成 2 6 年 6 月 9 日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成 26 年太宰府市議会第 2 回定例会 総務文教常任委員会〕

平成 26 年 6 月 9 日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第 1 議案第 32 号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 33 号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 34 号 平成 26 年度太宰府市一般会計補正予算（第 2 号）について

2 出席委員は次のとおりである（6 名）

委員長 門 田 直 樹 議員

副委員長 渡 邊 美 穂 議員

委 員 福 廣 和 美 議員

委 員 不 老 光 幸 議員

〃 藤 井 雅 之 議員

〃 長 谷 川 公 成 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第 18 条により説明のため出席した者の職氏名（20 名）

総 務 部 長 濱 本 泰 裕

市民福祉部長 中 島 俊 二

教 育 部 長 堀 田 徹

会 計 管 理 者 今 泉 憲 治

議会事務局長 篠 原 司

総 務 課 長 友 田 浩

経営企画課長 山 浦 剛 志

文書情報課長 百 田 繁 俊

公共施設整備課長 原 口 信 行

防災安全課長 宮 原 広 富 美

管 財 課 長 久保山 元 信

税 務 課 長 吉 開 恭 一

納 税 課 長 伊 藤 剛

社会教育課長 井 上 均

中央公民館長
兼市民図書館長 木 村 幸 代 志

文化財課長 菊 武 良 一

学校教育課長 森 木 清 二

監査委員事務局長 渡 辺 美 知 子

会 計 課 長 緒 方 扶 美

議 事 課 長 櫻 井 三 郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（１名）

書 記 山 浦 百 合 子

開 会 午前 10 時 00 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議案第 32 号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） それでは日程第 1、議案第 32 号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） おはようございます。

それでは、議案第 32 号、太宰府市税条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。議案書につきましては 27 ページから 34 ページまで、それから条例改正新旧対照表は 16 ページから 24 ページまででございます。

本件は、平成 26 年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 20 日に参議院で可決され、3 月 31 日付で公布されましたことに伴い太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の法改正のうち、本年 4 月 1 日から施行する必要があるものにつきましては専決処分を行っており、6 月 2 日の本会議においてご報告させていただいております。本案につきましては、平成 26 年 10 月 1 日以降に施行される残りの改正分を上程するものでございます。

主な内容といたしましては、自動車関連税制の見直しに伴う軽自動車税の税率の引上げ、法人市民税の一部を国税化して地方交付税の原資とするための法人市民税の税率の引下げ、及び、法人税法等の租税関係各法の改正に伴う関連規定や引用部分についての整理を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対象表の 16 ページをお願いします。

今回の改正は、第 1 条で、現行の市税条例を改正し、第 2 条及び第 3 条で過去の改正における未施行分を改正するものでございます。

まず、第 1 条でございます。

第 1 条中第 23 条第 2 項及び第 3 項の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う引用規定の整備でございます。

次に、第 33 条第 5 項の改正は、法改正に伴う号ずれの整理を行うものでございます。

17 ページをお願いします。

第 34 条の 4 は、本年 4 月からの消費税の税率引き上げにより、地方自治体間「地方交付税の交付団体と不交付団体との間」の財政力格差が拡大するための是正措置として、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部を国税化し、その税収の全額を地方交付税の原資に繰り入れることとされ、法人市民税の法人税割の税率が 2.6 パーセント引下げられたことに伴う改正でございます。本市の場合は制限税率の上限を採用しておりますので 14.7 パーセントから 12.1 パーセントに引き下げとなります。

次に、第 48 条第 2 項及び第 5 項の改正は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が創設されることに伴う文言及び引用規定の整備でございます。

18 ページをお願いします。

第 52 条第 1 項の改正は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う規定の整備でございます。

第 57 条及び 19 ページの第 59 条の改正は、法改正に伴う条ずれの整理でございます。

次に、第 82 条は、軽自動車税の税率引き上げに関する改正でございます。軽自動車税につきましては、消費税引き上げに伴う自動車関連税制の見直しのなかで、自動車税との負担の均衡、及び、徴税効率向上の観点から税率引き上げとされたものでございます。

原付及び二輪車に関する軽自動車税につきましては税率を約 1.5 倍とし、2 千円未満の税率を 2 千円まで引上げ、三輪以上の軽自動車等の税率を自家用車は 1.5 倍、その他の区分の車両は約 1.25 倍に引上げるものです。

20 ページ下段の、附則第 4 条の 2 につきましては、公益法人等に係る市民税の課税の特例について、租税特別措置法改正に伴う引用規定の整備を行うものでございます。

21 ページをお願いします。

附則第 7 条の 4 につきましては、所得税の最高税率引き上げに伴う寄付金税額控除における特例控除額の算定について規定の整理を行うものでございます。

21 ページ下段の附則第 16 条の改正は、軽自動車税の税率の特例措置を設けるものでございます。

軽自動車税につきましてもグリーン化を推進し買換えを促進する観点から、最初に新規検査をうけた年から 13 年を経過した翌年度から第 82 条第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車について、20 パーセント割増の税率を適用するものでございます。

22 ページの附則第 19 条の改正は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例についての規定を明確化したものでございます。

23 ページをお願いします。

附則第 22 条から 28 ページ上段の附則第 23 条第 2 項までの東北大震災に係る特例に係る規定は、地方税法にも規定があり必ずしも条例によって定める必要がないため、国が示す条例改定準則の中で、条例の性格を踏まえて削除することとされましたので準則に従い削除いたします。

28 ページの附則第 24 条及び附則第 25 条は、それぞれ附則第 22 条及び附則第 23 条に繰り上げるものでございます。

次に、第 2 条でございますが、平成 22 年 6 月議会で可決されました市税条例の改正中、未施行分の一部を改正するものでございます。

第 19 条の 3 第 2 項の改正は、非課税口座内の上場株式等の譲渡について贈与等があった場合に係る市民税の所得計算の特例について法改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、29 ページ中段からの第 3 条でございますが、平成 25 年 9 月議会で可決されました市税条例の改正中、未施行分の一部について改正を行うものでございます。

附則第 6 条第 4 項及び附則第 6 条の 2 第 4 項に係る条項は、本定例議会で承認されました議案第 27 号の改正により当該条項が削除されたことに基づき引用部分を削除するものでございます。附則第 19 条の 2 第 2 項の改正は、読み替え規定の内容の明確化を図るものでございます。

また、30 ページ中段からの附則につきましては、第 1 条第 2 号中の引用条項の削除及び規定の明確化を図るための整備を行い、第 2 条の改正は法律番号を挿入するものでございます。

次に、施行期日につきましては、議案書の 31 ページをお願いいたします。

本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしておりますが、附則第 1 条第 1 号から第 6 号に掲げる規定につきましては各号に定める日から施行します。

また、市民税につきましては、附則第 2 条第 1 項から第 4 項に掲げる規定につきましては経過措置を設け各項に定めるとおり適用いたします。

次に、33 ページをお願いします。

軽自動車税につきましては、附則第 3 条から第 5 条までの経過措置がございます。

今回の改正による軽自動車税の税率引上げは、二輪車につきましては平成 27 年度分の課税から適用し、軽四輪車等につきましては平成 27 年度以降に最初の新規検査をうけるものから新税率の適用を受け、平成 28 年度から課税されます。従いまして、平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をうけた軽四輪車等につきましては現行の税率のままとなります。

また、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等についての 20 パーセントの重課は平成 28 年度分の課税から適用となります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 軽自動車税の増税部分に関連して伺います。実施の年度それぞれのご説明がありました。現段階で今回の増税によってどのくらいの増収になるのかというのをシミュレーションと

いか見通し等を持っておられればお示してください。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 軽自動車税の今回の税率の引き上げに伴いまして平成 27 年度から二輪車は登録してある台数全て税率の引き上げということになります。これによりまして平成 27 年度は 900 万円ほど税収増ということになります。それから四輪車等につきましては既存の既に登録しているものについては現行の税率をそのまま今後も適用するということになりますので、平成 27 年度以降に新規の登録をしたものについて新しい税率の適用することになります。平成 28 年度以降につきまして新しい登録をしたものについておおよそ 250 万円から 300 万円程度毎年税収増になっていくものと考えております。

それから 13 年を経過したものについては 20 パーセントの重課ということで今回新しい制度が入ってきておりますが、これに伴う税収増とも一定見込まれますので、平成 28 年度以降につきましてはおおよそ 300 万円程度毎年税収増につながっていくと思います。最終的には 10 年程度かかるのではないかなと思っておりますけれども買い替えが一巡する中でトータルで今回の改正で 4,000 万円程度の税収増につながると考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それと併せて法人市民税のほうですね、先ほどこれも説明ありましたけれども 14.7 パーセントから 12.7 パーセントでというそういった部分の減収の関係と、それはまた交付税にその分だけきちんと入ってくるというふうに今思っておられるのか、そことの関係はどういうふうになるのかお示してください。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） はい。法人税につきましては今回の改正で税率が引き下げということになっております。ですから税の観点からしますと試算をしまして、平成 24 年度の法人税の税収ベースで 5,200 万ほどの減収になるというふうに考えております。一気に 5,200 万円減収になるわけではなくて、平成 27 年度でまず半分の 2,600 万円ほどそして、それから平成 28 年度で更に 2,600 万ほどの減収になるのではないかと考えております。平成 26 年度と平成 28 年度の予算を比較しますと大体 5,200 万円ほどの減収になるのではないかと考えております。それからこの減税になった分につきましては国税の地方法人税というものが新たに創設されます。こちらの税はそのまま地方交付税の原資として活用されるというふうに国の方の説明がされております。最終的に幾ら交付税として入ってくるかということは私共の方ではまだはっきりしたところはわかりません。自治体間の財政の不均衡を是正するという観点と、それとどうしても法人税は都市部に集中をいたしますのでそのあたりとの観点がございまして少なくとも増えるのではトータルで見たとき財政的には増えるのではないかなとわたくしは考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございせんか。

ちょっと一点すみません、これ見ていたら原付が倍になりますね。千円が2千円。その他若干差はあるけど800円とかぐらいで、原付がきついなという感じはしますが特に事業所なんかは原付を一杯かかえているところもあるようですが、この税額というのはルールが、共通のルールでやっているんでしょう、どこかで切り上げとか或いは大体こんなものとかで大体其の辺のところどうなんですか。説明してください。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） はい。原付バイクにつきましてはおっしゃるように千円から2千円の引き上げということで倍になっておりますけれども、千円の税率というものが徴税効率の観点からしますと非常に効率が悪いということで、これにつきましては地方の方から国に対して、税率の見直しをするような要望を以前からしておったところでございます。2千円未満のものについては最低2千円に引き上げるということで今回は対応しておりますけれどもそれ以外のものについては1.5倍ということで対応させていただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。

渡邊委員。

○副委員長（渡辺美穂委員） さっきのご説明の中で第23条の分なんですけれども、法人税を減税して交付税措置して自治体間格差をなくすためっていう国の方針でこういうふうに変ったっていうことだったんですが、これによって例えば交付税基準になる例えば基準財政需要額とかそういった部分の見直しとかそういうのがあって標準化しようという動きとかはあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この交付税っていうのが基準財政需要額また基準財政収入額それを見ましてその差額を埋める分として交付税というものがございます。当然税収が下がれば基準財政収入額というのが下がってまいります。その分を交付税として補填をしていくという形で交付をされる、収入が例えば先ほど5,000万円ほどという話でどありましたけれども5,000万円下がればですね、収入額が5,000万円下がりますので交付税が5,000万円その分追加をされるというふうな算定になります。ただ、全体の交付税額というのは毎年地大計画とかで示されておりまして、今年度も地方交付税につきましては若干縮小されているような状況があります。当然全体への枠の中での配分をされるものですからその率がどうなるのかというのはその年その年で国の方が発表する数字ということになりますけれども、基本的には税収が下がった分を交付税で補てんしていくという形にはなろうかと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 議案第32号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

現在の新車販売台数でとりわけ4割近いシェアを占めております今回の軽自動車税への増税につきましては、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費が負担になっている現状から少しでも価格、維持費が普通乗用車と比べても安価な軽自動車への需要の実態が高くなっているという背景があると考えます。しかし、今回の軽自動車税への増税は、自動車取得税を減税し廃止しその減収のつけを軽自動車税への増税で穴埋めする要素も含まれておりまして、4月1日から消費税増税と合わせて二重の課税を押し付ける内容であると考えますので、提案の議案につきましては反対を表明します。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって議案第32号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第33号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第33号太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長(宮原広富美) 議案第33号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

資料につきましては、議案書35ページからでございます。今回の改正は、「消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令」の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されたことに伴

い、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を5年以上10年未満の団員は56,000円、その他につきましては一律5万円を引き上げ、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましては、従来の例によることとしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今ご説明がありましたように国の方からの要請というかそういうものがあって今回この退職金の引き上げがなされたということは誠に結構なことなのですが、やはり消防団の現状は地方によって違うと思うのですが、今回はこの退職金だけの改定ですよね。今後消防団として国が示したものについて、ほかにもあると思うのですがどのような考えを持ってあるか教えて欲しいのですが。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） すみません。今後の活動のことでしょうか。定員の確保、どちらのほうですか。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） どちらも含めて、国からの要請がいろいろあったと思うのですよ。こういうふうにやったらどうかというような。そういう項目というか、いわゆる消防団の体制を国が変えても各地で違うと思うのですね。今、太宰府としてはこれで万全ですよと言うのであればそれでいいのですよ。ではなくて、変えるところが今からも出てきますよというような内容があるのかどうか。例えば、消防団が出れば費用弁償も出ますよね。費用弁償の額も私は上げるべきだと思っているわけですよ。その年齢の件もそうですが、団員の数も太宰府の場合は定員数に達していると思うのですが、それで本当に今防災防災と言われる中、大丈夫なのかということもあってそういうその疑問もあるのですから、その増やす方向に行くのかどうかというようなことも、これはここで言わないほうがいいかな、一応簡単に答えてください。それ以上言うと一般質問になるから、やめておきますが。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 今まず定員の関係につきましては定員250名に対して実数が248名ということで2人欠ですけど、概ね足りている、まあ定数と同様のところですけど、課題としましては一つはやっぱり市外に勤めてある消防団員さんが多いということで、昼間のそういうふうな火災が発生したときの対応ということところが一つの課題。それと年齢も高くなっているということも若干ありますので、いかに今後できれば市内に在住の若い団員さんを確保したいというふうなことは常々思っ

ているところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣議員。

○委員（福廣和美委員） 一点だけ。そうことがあるのであれば待遇改善というかな、今から新規で団員になってあげようという、こういう面でくるわけではないけれども、そういう若い人たちの待遇を今後考えて欲しいということだけ言って終わります。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 退職金の金額なのですが、類似自治体、例えば太宰府市が7万人ちょっとですけど、他の7万人くらいの消防団員の退職金と比べて大体この金額は同じぐらいなのか、高いのか安いのかちょっと教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 退職金につきましては、基本的にこの政令の方で定められておりますので同様の金額と認識しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 別にその人口が多いとか少ないとかいうのはないのですか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 関係ありません。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） すみません、それでは私から二点。

ごく最近ですけど、ある自治体で若い職員だったかな、年齢制限があったと思いますがみんな消防団に入れみたいな記事が確かありましたね。ちょっと乱暴かなと思うのだけでも。

ところで本市の職員の団への加入率ではなく人数が大体何人かが一つ、もう一つはこのテーブルですけど退職金の適用の仕方というのは積算というか、団員がいきなり団長になることはないでしょうね、多分。段階で行くんだろうけども極端にいうと、ずっと副団長以下の時間が長くて、要は最終的な退職の時点でこれが適用されるんだと思いますが、その間のそれぞれの団長と副団長とか、分団長等々に関しては、その期間はバラバラだと思うわけですよ。あるいは飛び越しているのがあるかもしれないけれどもそういったところも積算の形で考慮されるのか、単純にぽんと最終的なのかその二点をお答えください。

防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 一点目の市の職員の消防団員の数ということですけども、本部団員、本部自動車部ということで、定数が15名というふうに認識しておりますが、そこに所属しているとい

うのが一点、それぞれの部の方にも職員も加入しておりますけれども、今その数字は把握しておりますけれども、現状としてはそういうふうなことでございます。

もう一点目の勤続年数に対する部分ですけれども、最終的に例えば部長して、また一般団員に戻るということもまあまあございます。その場合は上位のクラスのところをそこで何年勤務したかという形で退職金の方が支払われるということにはなっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 33 号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって議案第 33 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 10 時 28 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 34 号 平成 26 年度太宰府市一般会計補正予算（第 2 号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第 3、議案 34 号平成 26 年度太宰府市一般会計補正予算第 2 号についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい歳入の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の、12、13 ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目：ICT 推進費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） はい。ICT 推進費、2 款・2 項・1 目 ICT 推進費の 13 節委託料の補正額 3, 610 万円についてご説明申し上げます。

昨年 5 月 31 日に交付されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）に基づく「社会保障・税番号制度」導入に対応するためのシステム改修に要する費用であります。番号制度の導入によりまして、国民の利便性向上及び行政事務の効率化が期待されるところでございますが、制度を運用するにあたって、社会保障の分野及び税の分野で各地方公共団体が保有する個人情報を、「情報提供ネットワークシステム」を介して照会及び提供することを可能とする環境整備が必要なため、関係する業務システムの改修を行うものであります。

なお、関連がございますので、併せまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金 5 目総務費国庫補助金 1 節企画費補助金 2, 733 万 1, 000 円についてご説明いたします。

今回の番号制度導入は国策として進められておりまして、総務省及び厚生労働省において、地方税、生活保護などの業務システムごとに、改修に関して国が想定する事業費及び補助率が示されておりますので、現時点で示されております数値に基づいて算定した金額を歳入予算として計上いたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

それでは、質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 簡単に申し上げますけれども今回のこれはシステムを作るための委託料ですね。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 番号制度が導入されますと各自治体間及び国の機関あたりを通しまして情報のやり取り、照会及び提供ということが必要になってまいります。その情報提供システムというものを国が構築するわけでございますけれどもそれに繋ぎ込むための接続するために必要な現システムの改修ということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） さっき説明があったからね、それを作るための今回は補正予算ということだし

よう。

接続するために、必要だから。この金額が必要ですよということでしょう。だからその次に簡単に僕は言っているわけよ。今度はそれを運用管理するのどこかに委託をするのかと。それは各課で、市の中でやるのかどうかというのが聞きたいのですが。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 情報提供システムは国が敷設しますシステムでございますので番号制度全般についての管理ということにつきましては国が行うことになります。そして、照会提供につきましては、ほぼそのシステムを介しまして、自動的に情報のやり取りがなされるということでございますので、1件ごとの照会に対して個々の課がそれぞれ対応するというようなことはございませんので、それぞれの課が特段なにか管理を行うというようなことは新たに発生することはございません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私が聞きたいのは、運用に関しても、太宰府市で今後、予算を支出してこれを委託するということはないということですよね。国が管理するのですよね。国が常に情報提供すれば、管理をするのでシステム自体の委託はないわけですよね。要するに今後太宰府市の予算で発生する支出そのものの委託やコンピューター関係などはないものかということが聞きたかったわけです。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 今後発生する予定のものといましては、今回の改修はもちろんでございますが、来年度にかけましても、新たな改修が必要となってまいります。そして番号制度が実際に制度化されまして運用が始まれば、それに伴ってのそれぞれのシステムを市町村でメンテナンスを行うというような形での支出はないものと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 委託もないのですよね。今後、委託が発生するかしないかが聞きたいのですよ。運用管理に関して。思っていることが違うかな。なんでそんなことを聞いているのかと言うと、それだけ大事な個人情報の管理になるわけでしょ。だから聞いているのですよ。そういうのも外部に委託するようなことが発生するのかどうか聞きたいのです。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 今後発生すると思われます委託に関しましては、来年平成27年度に新たに振られました番号を各国民にお知らせするいわゆる通知カード、番号通知カードというのがございます、その作成及び発行、実際郵送をしてお届けすることになろうかと思われますけれども、それに関連する費用を一括して各市町村が別々に行うのではなくて一元的に委託をして行うというようなことは考えられると思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） すみません、私からまたお願いします。

一般質問で本市はシンククライアントシステムをとってだいたい落ち着いてきたみたいですね。クラウド等も進めていくということですが、今伺った感じでいくと ITC 推進に関してはまあ、ICT というか税の関係ですかね、番号振りで大体その住基システムと同じような感じかなと判断しているのですけれども。おそらくその中身は知らないで尋ねていますので。

データベースが当然市にあってそのメンテナンスがあってそれとマッチングしながら、国が主体となってやっていくということで、今、福廣委員からも色々質問あったけれども基本的に国がきちんとした土台の責任を持って、市はその往々のいろいろな発行業務とかデータに基づいた業務をやるというふうに一応理解をしておるんですけれども。

それともう一つ、いわゆる本市の今言った部分を含むデータの退避、東北の被災地では、水かぶったりしてダメになったデータが復元できなくて大変な苦労をされたということで、本市においても何かがあるか、地震火事なども考えられるし、その前々から聞いているのですが退避に関しておそらく何かのメディア等々にバックアップされると思いますけれども、外部サーバーを利用する退避というのは一部でもいいけれども、されていますかね。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 外部にデータを置くということにつきましては、検討はいたしておるところではございますけれども、費用の問題、あるいは通信問題もございますので、まだ実現はいたしておりません。引き続き、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

14、15 ページをお開きください。

10 款 1 項 2 目：学校教育運営費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10 款 1 項 2 目 9 節学校教育運営費、特別旅費 66 万 3 千円につきましてご説明申し上げます。

この旅費につきましては、太宰府市立小・中学校の 2 学期制移行に係る視察研修の費用でございます。視察先につきましては、2 カ所で 1 カ所は、京都市教育委員会と京都市立小・中学校各一校で、2 学期制を導入してありますコミュニティ・スクール推進の先進的地域であります。

もう 1 カ所は、横浜市教育委員会と横浜市立小・中学校各一校で、2 学期制から 3 学期制に戻している地域でございます。

参加者につきましては、市教育委員会職員 2 名と現在 3 学期制を実施しております太宰府小学校、太宰府東小学校、水城小学校から代表者 3 名、また市内 4 中学校の代表者 4 名の計 9 名で教育課程に関する事業・施策等の充実を図る目的で実施する予定でございます。

なお、視察実施は来月を予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） あ、また私から一点お尋ねします。3 学期に戻すというのは何か理由があるのでしょうか、簡単でいいですけど、何か理由があるのだったらちょっと聞かせてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木精二） 2 学期から 3 学期制に戻す大きな理由というのは、教育課程の中で検討されて、どうしても 2 学期制ではやれないというふうな理由が出てきている学校については戻されていると思いますけれども。その詳しい内容につきましては、今後横浜市教育委員会などにお聞きする予定で特につかんではおられません。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

渡邊委員。

○副委員長（渡辺美穂委員） 今の関連なのですが、横浜は視察にそっちの方に行かれるから、偶然横浜にも行かれるのだと思うのですが、2 学期制から 3 学期制に戻したのは、例えば太刀洗町とかも県内でやっぱりそういうふうに戻しているところもあるのですよね。たまたまあっちの方に行かれるので、横浜もついでに行かれるとは思いますが、あそこは確か視察代で一人 5 千円とか確か横浜市は徴収されるような市だったと思うんですよね。したがってその費用とかを考えるとですね、県内でも実際にそういうふうやってあるところもありますので、もし横浜で色々な不十分なところもあったらせっき県内でもやってあるところもありますので、そういったところも参考にされるといいんじゃないかなと思います。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 小学校 3 校、中学校 4 校から代表者が行かれるということで、報告書みたいなものを作成して、見ようと思ったら見られたりできますか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 一応視察の報告書というのはそれぞれ作成をして一般に見られるような形を取りたいと思っておりますけれども。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（掘田 徹） 現在検討しておるところですけれども、平成 27 年度から 2 学期制の実現に向け

て調査研究を進めておるところですが、保護者等についてもそういう趣旨ですよね、それから具体的にどういう教育課程になるかっていうところが具体的に見えにくいところがございますので、できれば保護者説明用のリーフレット等を作成して保護者に配付をしたいというふうに考えております。

その準備は進めていこうというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ 10 款 2 項 1 目小学校施設整備費について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（井上 均） 1 目学校管理費、151 小学校施設整備費 190 万円についてご説明申し上げます。

太宰府東小学校から、太宰府東中学校への道路につきましては、以前から暗く、見通しが悪いという理由から、民有地内の草刈、樹木の伐採や、市有地内の竹林伐採を実施し、道路清掃も行っております。さらに安全・安心で明るい通学路の整備の一環といたしまして、太宰府東小学校の南面の擁壁に壁画を制作する計画で、11 節需用費、消耗品費 40 万円は塗料とか、刷毛など諸資材購入費として、15 節工事請負費、各校校舎等補修工事費 150 万円は足場や壁面の下地処理費を計上しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 壁画は、東小学校を支えてるあそこのほうなのか。高雄から来た時の川沿いというかあその壁面というか、大体どの辺なのですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上均） 東小学校の直に立っている壁面になります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

16 ページ・17 ページをお開きください。10 款 4 項 5 目地区公民館関係費について説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志） 5 目公民館費 130 の地区公民館関係費について説明させていただきます。

この件につきましては、話がさかのぼりまして、昭和 59 年度に当時福岡県の文化財課より、現在

の観世公民館周辺を史跡整備したいという話しがあっております。その当時、地元観世音寺区と市の方で協議を行いまして、公民館の建て替え代替地として、同じ観世音寺区内の区画整理地内にありました保留地五反田公園の東側になるのですが、そこを、面積が 825 ㎡あるんですが、購入することになりました。

市は昭和 61 年 9 月議会で購入予算を計上し購入しております。この時の購入額が購入費と造成費を合わせまして、約 7,177 万円、これを当時の太宰府市地区公民館施設整備補助条例に基づきまして、地元観世音寺区と太宰府市でそれぞれ観世音寺区が 27 パーセントで約 1,937 万円、太宰府市が 73 パーセントで 5,240 万円支出して購入しております。そういうことで、購入したところなのですが、その後、地元と県の話し合いにより、史跡整備が撤回されております。その結果、その土地が宙に浮いた状態となっております。

その後、地元観世音寺区が公民館、現在建っております公民館が老朽化しまして建て替えの話が上がりまして、現在地に建て替えるのか当初予定した五反田公園横の土地に建てるのかという議論になりましたが、本年 26 年度の地元区の総会で協議された結果、現在の観世音寺区の公民館に建て直すということが決議されました。

よって、公民館用地として購入しました五反田公園横の土地は不要になった次第です。それで市と地元で協議の結果、その土地を売却し、売却額については当時の按分に基づいてそれぞれに分配するというので今回関連予算を、不動産鑑定料と測量委託料を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ 10 款 4 項 7 目公有化事業費及び関連する歳入の補正について併せて説明をお願いします。
文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） では続きまして、7 目文化財整備費、細目 281 史跡地公有化事業史跡地購入費 3 億円につきまして、ご説明申し上げます。

皆様ご承知のとおり昨年 10 月には宝満山の新規の国指定史跡につづきまして、今年の秋には、西鉄操車場跡地が新たに特別史跡大宰府跡に追加指定をされる予定になっております。近年、このように史跡指定面積が増加しておりまして、このような中、一層の史跡の公有化が求められているような状況でございます。今後西鉄操車場跡地や今後整備を予定しております水城跡の公有化のため、3 億円の補正をお願いするものでございます。

併せまして、関連でございます歳入といたしまして、補正予算書 4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正といたしまして、史跡地公有化事業債の限度額を 3 億円引き上げ、併せまして補正予算書 10 ページ、11 ページをお願いいたします。21 款市債、1 項市債、5 目教育債、史跡地購入事業

3億円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、課長の方が言われましたように新たな史跡が出てきているし、そういう面からしたら、3億円という数字はもう少なすぎるんじゃないかなと思うけど、これいつ頃までずっと続けるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 毎年公有化事業につきましては7億円から8億円程度の予算計上させていただいておりますが、今年度は先ほど言いました理由から当初予算を10億円お願いさせていただいております。今回その分にプラスの3億ですので全予算としては13億円という公有化の予算を確保させていただいておりますが、できるだけ早く長くお待ちの方もございますのでそういった方々の対応ということも含めまして13億円お願いしておりますが、西鉄操車場跡地が1等地にございますのでかなり予算の確保も必要だろうということで、西鉄との協議のなかでは今後3年程度かけまして指定面積を公有化したいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ関連で申し訳ないですけど、確か史跡対策委員会で決めるんですよね。この内容は。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 一応史跡の買い上げのトータル予算を仮に10億円とした場合ですね、その内の市が優先的に買う予算を一定額確保いたしまして、全体額の割合としては25パーセントから30パーセントを各地元の委員からなっております史跡対策委員さんでお願いしておる状況でございますので、年間トータル予算全てを史跡対策委員会で決定しておるというわけではございません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ今じゃなくていいからですね。もう一遍、史跡対策委員会の名簿が出せますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） ホームページにもアップしておりますので、今手元には資料はございませんが、すぐに出せます。

○委員（福廣和美委員） よろしくをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ 10 款 4 項 8 目文化財保存・継承事業費及び関連する歳入の補正について併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 続きまして、8 目文化財活用費、細目 282 文化財保存・継承事業費 水城・大野城・基肄城 1350 年実行委員会補助金 270 万円につきまして、ご説明申しあげます。

本年 8 月 23 日土曜日になりますけれども水城・大野城・基肄城 1350 年実行委員会事業といたしまして、プラム・カルコア太宰府において、記念式典と「東アジアの視点から見た水城の成立」と題しましてシンポジウムを開催する費用といたしまして、今回 270 万円の補正をお願いするものでございます。

なお、財源といたしましては、補正予算書 8 ページ、9 ページをお願いします。

20 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、総務費雑入の 690 万円のうち、財団法人自治総合センターからの補助金の受け入れといたしまして、歳出予算と同額の 270 万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、説明があった 8 月 23 日シンポジウムをされるということですが、この時には現地に行ったり、見学会とかそういうことはないのですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 8 月 23 日はあくまで記念式典とシンポジウムということを予定させておりますので、当日はプラム・カルコア太宰府にて終日記念式典とシンポジウムということで、この日に合わせたウォーク事業とかは特に予定はしておりません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） であるなら、あらかじめ 1350 年を記念したような形でこういった史跡地の大きく見学会とかそういうことは予定はありますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今補正をお願いしておる予算につきましては関係自治体で構成しております実行委員会予算で対応する事業でございます。今委員の方からのご説明につきましては市単独といたしまして、今のところ 10 月の日曜日を仮に水城デーという形をネーミングを考えておりますが、特別史跡水城跡をウォークしていただいて最終目的地を太宰府市文化ふれあい館のやかた一杯を使いまして、水城に 1 日ふれていただくようなウォーク事業を入れたところでの事業を予定させていただいております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは次に歳入の審査に入ります。

補正予算書 8、9 ページをお開きください。18 款 1 項 1 目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(山浦剛志) 18 款 1 項 1 目 8 節の財政調整資金繰入金 9,126 万 9,000 円について、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、今回の 6 月の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものでございます。なお、平成 25 年度末の財政調整資金残高といたしましては、27 億 11,767 万 9,411 円となる予定であり、6 月補正充当後の残高は 26 億 2,641 万 411 円となる予定でございます。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは当委員会所管分の補正全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で本案に対する質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。ご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換は終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第 34 号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第 34 号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 11 時 57 分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきま

しては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定いたしました。

これをもって総務文教常任委員会を閉会致します。

閉 会 午前11時58分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記

録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年8月20日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹